

高隈地区交流促進センター（屋内運動場及び屋外運動場を除く。）の使用料

（令和元年10月1日改定）

施設	部屋名	使用時間		
		午前8時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
高隈地区 交流促進 センター	交流促進室	570円	810円	1,150円
	生涯学習室 （和室）	470円	570円	690円
	調理室	450円	570円	660円
備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合は、使用料の50パーセントに相当する額を加算する。				

2 屋内運動場の使用料

(1) 専用使用

区分	時間	午前8時30分から午後5 時まで1時間につき	午後5時から午後10時ま で1時間につき
		入場料を徴収 しない 場合	社会体育等に使用 するとき
入場料を徴収 する場合	文化的催物に使用 するとき	690円	930円
	その他の場合	1,150円	2,310円
	社会体育等に使用 するとき	690円	1,030円
入場料を徴収 する場合	文化的催物に使用 するとき	1,150円	2,310円
	その他の場合	2,880円	4,620円

(2) 一部使用

区分	時間	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
小・中・高校の児童生徒		1人につき20円	
一般		1人につき40円	1人につき60円

3 屋外運動場の使用料

区分	使用料
照明灯を使用する場合	1時間につき330円